

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

英国、HCB, PCP, PBDE, PFOA, PFHxS の POPs 規則の附属書 I/IV を修正する規則の制定及び施行

2) 内容

英国は、「規則(EU) 2019/1021 (UK POPs 規則)」の「附属書 I」の「Part A 条約及び議定書に掲載されている物質並びに条約のみに掲載されている物質」に掲載されている「ヘキサクロロベンゼン (HCB)」、「ペンタクロロフェノールおよびその塩並びにエステル類 (PCP)」並びに「ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連化合物」の「中間体用途に関する個別の適用除外またはその他の仕様」を修正し、かつ「附属書 IV 第 7 条に定める廃棄物管理規定の対象となる物質のリスト」に掲載されている PBDE を修正し、並びに PCP、PFOA、および PFHxS とその塩および PFHxS 関連化合物を新たに追加する「2025 年残留性有機汚染物質 (修正) 規則」を 2025 年 3 月 11 日に制定した。

本規則は 2025 年 4 月 1 日から施行される。

3) SEAJ コメント

- ・英国の POPs 規則に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・なし

5) 関連情報

The Persistent Organic Pollutants (Amendment) Regulations 2025

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2025/296/contents/made>

6) その他

- ・なし